

(一社)九州貸切バス適正化センター 29年度第1回諮問委員会 議事内容

日 時：平成29年7月20日(木)15:00～16:10

場 所：陸運会館6階小会議室

出席者：(適正化事業諮問委員) 辰巳委員長、川下副委員長、長岡委員  
(適正化センター) 原代表理事、阿部首席指導員、酒井事務員

オブザーバー：(運輸局) 運輸局自動車交通部家邊部長、坂本次長、旅客第一課中菌課長

主な意見

<業務規程について>

事務局からの説明の後、長岡委員より、業務規程第17条に規定された諮問委員会開催要件について指摘があり、定款に規定された3分の2に修正する旨を回答した。

<負担金の額及び徴収方法について>

事務局からの説明の後、下記の通り意見が述べられた。

川下委員：負担金額は営業所割という考え方で設定されているが、車両数という考え方もある。来年以降適正化センターの事業が拡大していく中で、営業所割に加えて、車両数を考慮することも一理あると考えるが、どのように考えているのか。

事務局：初年度は、事業者にとって基準として分かりやすい営業所割とした。来年度以降については、諮問委員会や事業者からの意見等を踏まえ、検討したい。

長岡委員：初年度なのでやってみないと分からない、ということもある。結果等を見ながら、変えていけばよい。

辰巳委員：他のブロックとのバランス等を見ながら、やっていただきたい。

<事業計画・収支予算ならびに資金計画について>

事務局からの説明の後、下記の通り意見が述べられた。

川下委員：今年度の巡回指導対象の営業所が56カ所となっているが、どのような基準で選定するのか。何らかの基準が必要だと思われる。

事務局：巡回指導対象の決定にあたっては、安全に対する取り組みを総合的に考慮することになっており、考慮する7項目が明確に定められている。

- ①過去の事故歴・行政処分等
- ②貸切バス事業者安全性評価認定について
- ③運輸安全マネジメント評価について
- ④利用者等からの苦情
- ⑤ASV 車両の導入状況
- ⑥安全情報
- ⑦その他地方運輸局等との意見交換

これらの項目を踏まえて、運輸局と相談しながら対象営業所を選定していきたい。

辰巳委員：本来であれば、まだ事故を起こしていない段階なのでランダムで選出すべきだが、過去の様々な実績を参考にしながら、選定するのは理にかなっていると思う。

また、同一事業者の営業所を巡回指導するのではなく、公平・公正に事業者を選定してほしい。

事務局：基準に照らし合わせ、また理にかなった形で巡回指導していきたい。既にいろいろな形で、ここに回ってほしいという苦情・要望等も耳に入っている。そのようなことも考慮しながら、今後選定していきたい。

長岡委員：経営理念・経営方針が徹底されているか、運行管理者が運行管理をちゃんとしているのか、運転士の労働環境・教育が徹底されているか、が重要であると思う。運輸局の抜き打ち監査等で違反が見つかったような会社は重点的に回るべきだ。優良事業者は後回しでもいいので、良くない傾向のある会社は速やかに指導すべき。

貸切バス業界は今、消費者目線で言うと安全に対し注目されている業界である。バス事業者をバス協会がかばうような形にならないように気を付けてほしい。

川下委員：適正化センターのコストは、各事業者の負担金に直結する。今後徐々に事業拡大していくが、抑えられるところは抑える、ということを徹底すれば事業者負担額も減っていくと思う。コスト意識等に注意して、事業にあたってほしい。

今回の適正化事業を理解していない事業者もまだいる。バス協会から積極的に情報提供はしているが、運輸局はバス事業者への周知を徹底してほしい。

運輸局 : そのようにさせていただきます。

長岡委員 : インバウンド関連の貸切バス事業で、下限運賃を大きく下回るような噂も聞いている。帳面上の運行契約とは別の手数料等が発生し、事実上の下限割れを起こしているような業種もあるということも聞いている。また、ダンピング合戦が起こっているような話もあるので、参考意見として提供したい。

運輸局 : 旅行業法の改正により、ランドオペレーターに登録制が導入された。また、過大なキックバック等に関しては、昨年運賃料金通報窓口が設置されているところ。それら等を活用しながら改善していきたい。